第４章　具体的施策

基本目標Ⅰ　誰もが認め合うまちにしましょう

（人権尊重・自立意識の育成・暴力の根絶）

基本課題	基本施策
１　人権尊重・男女平等意識を高めます	１　固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ
	２　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
	３　国際社会理解とあらゆる差別の撤廃
２　主体的な選択ができる教育・学習を推進します	４　男女共同参画意識の醸成
	５　多様な選択を可能にする教育・学習
３　女性に対するあらゆる暴力を根絶します （配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画）	６　女性に対する暴力防止対策の強化
	７　相談体制の整備
	８　被害者支援システムの整備・充実

基本課題　1　人権尊重・男女平等意識を高めます

達成目標	人権尊重・男女平等意識が浸透する			
成果指標	固定的な性別役割分担意識を持たない市民の割合	平成 26 年度	現 状 値	目 標 値
		女性　58.4% 男性　48.9%	女性　62.6% 男性　56.0% （令和元年度市民意識調査）	男女ともに　70% （令和 6 年度市民意識調査）

基本施策

1　固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ
2　男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
3　国際社会理解とあらゆる差別の撤廃

考えてみましょう　男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

■　条例第3条は、「男女が個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと」「社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を阻害することがないよう配慮されるべきこと」「男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調して行われること」と規定しています。

■　条例第9条は、情報に関する留意として、「何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力的行為を連想させ、又は感情を著しく刺激する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない」と規定しています。

■　条例第 11 条は、施策の実施等に当たっての配慮として、「市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする」と規定しています。

現　状

■　「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を肯定する意識が依然として根強く残っています。性別により役割や行動を決めつけてしまうことは、その人の能力や生き方の選択の幅を狭め、個人の自由や尊厳を奪い、個性を輝かせて能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を阻むことになりかねません。男女共同参画について市民一人ひとりが認識を深めることができるよう、様々な機会を通じて情報提供の充実を図っていく必要があります。

図表 24 “男女共同参画”に対する市民の考え

＊ 男性女性どちらからも視点が違うので、お互いに良い所を活かすべき。市がするべき事は、生活や子育てが一番大変な保育所のサービス、先生のお給与の向上や、小学校～高校の男女教育平等ではないか。（40 歳代　女性）

＊ なかなか男性・女性の役割分担定着がとけない（解放されない）状況にあるこの社会ではありますが、僅かずつではありますが変化がみられているのが嬉しいです。時間はかかりますが手をゆるめてはならないと思います。（70 歳代　女性）

＊ 仕事をし、子育てをし、充実した（忙しい）毎日ですが、核家族なので父（夫）・母（私）ともに疲れてます。仕事の時間が男女共に短くなり、子育てのサービスを、罪悪感なく使える世の中になればいいなと思います。（20 歳代　女性）

＊ 時代と共に男女共同参画社会実現が取り上げられています。確かに我々の若かりし時代とは流れや考え方が変わっているので、これからの社会のニーズと子ども達の未来を踏まえ、世の中が生きやすくなるようにと願います。（50 歳代　男性）

資料：令和元年度市民意識調査自由記述意見から抜粋

■　図表 14「各分野における男女の地位の平等感」（P19 参照）を確認すると、地域（慣習やしきたり）において『男性優遇』（「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）と回答した割合は、男性 51.1％に対し女性 63.5％と、男女で大きな差がある結果となっており、家庭、地域、学校、職場、市の政策などあらゆる場面での制度や慣行をジェンダー[4]の視点で見直す必要があります。

■　本市では、男女共同参画に関する職員研修などを行い、男女共同参画の視点での事業実施に努めてきました。今後も、市の印刷物をジェンダーに敏感な視点から見直すための表現ハンドブックの周知を徹底するなど、市職員の意識を一層高めながら、市の施策（事業）の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画の視点を反映していくことが必要です。

[4] ジェンダー（社会的性別）：
人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的性別」はそれ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

■　国際連合では、国際婦人年（昭和 50 年）に第 1 回世界女性会議を開催し「世界行動計画」が採択されました。これを受けて、わが国では昭和 52 年に「国内行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現への取組は新たな段階に入りました。このように、男女共同参画施策の取組は、国際社会と深いかかわりがあり、地域だけでなく世界の状況にも視野を広げ、国際社会への理解を深めていくことが大切です。

■　戦況下にある国や地域では、女性は、社会的地位の低さと女性であるということにより、暴力被害を受けるなど人権侵害の影響を受けています。また、世界規模での貧困、飢餓、暴力、学習機会などの男女格差、エイズ、人身売買など女性や子どもを取り巻く現状について、市民一人ひとりが関心を持つことが必要です。

■　本市は、長岡京遷都 1200 年にあたる昭和 59 年 11 月、世界平和都市宣言を行い、人類永遠の平和樹立の決意を表明しました。今後も市民の主体的な平和活動を推進する必要があります。

世界平和都市宣言

世界の恒久平和を実現することは、全人類共通の願いである。
しかるに、今なお核軍備の拡張は、依然として行われ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。
我々は、今こそ真の恒久平和達成のため、唯一の被爆国民として、全世界に核兵器の廃絶と軍縮を求め、戦争による惨禍を繰り返させてはならない。
この人類共通の大義に向かって不断の努力を傾注することは、我々に課せられた責務である。
向日市は、長岡京遷都1200年にあたる本年、人類永遠の平和樹立の決意を表明し、ここに世界平和都市であることを宣言する。

昭和 59 年 11 月 3 日

向日市

基本施策　1　固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

取組方針と具体的施策

◇　男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な意識啓発に取り組みます。

◇　性別に基づく固定観念にとらわれない表現を、市が率先して普及に努めます。

◇　ＳＯＧＩ[5]（性的指向、性自認）や性の多様性に関する意識啓発に努めます。

施策番号	具体的施策	担当課
1	一人ひとりの人権が尊重された地域社会づくりのため、講座などを開催し、SOGI（性的指向、性自認）や性の多様性も含め、人権尊重意識を高めるための機会の確保とその内容の充実に努める	広聴協働課 生涯学習課
2	「広報むこう」や市ホームページなどで男女共同参画について広く啓発し、情報の提供に努める	広聴協働課
3	市内で活動を行っている団体について、男女共同参画の視点を反映するよう働きかける	広聴協働課
4	SNS の特性を理解し、性や暴力などの情報を適切に判断し、対処できるよう、情報提供を行う	生涯学習課
5	広報をはじめとする市の刊行物における表現について、表現ハンドブックを活用し、人権尊重の視点やジェンダーの視点から点検する	全　課

[5] ＳＯＧＩ（ソジ）：

Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字のことで、性的指向/性自認のことをいいます。LGBT がレズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がいを含む、身体の性にとらわれない性別のあり方を持つ人）という「誰」を指すのに対して、SOGI は「どんな性に対して指向があるのか」、「自分自身をどういう性だと認識しているのか」という「状態」を指すため、私たち全員が含まれます。

基本施策	2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

取組方針と具体的施策

◇　すべての市職員がジェンダーの視点で事業にあたることができるよう、市職員の意識を高めます。

◇　市の施策を策定・実施するにあたっては、男女共同参画の視点に配慮します。

施策番号	具体的施策	担当課
6	人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別による役割分担で成り立つ慣行などについては、その見直しを広く啓発する	広聴協働課
7	女性のおかれている現状を客観的に把握するため、統計や調査は男女共同参画の視点から点検する	全　課
8	職場での慣行や事務事業内容を男女共同参画の視点で見直し、市職員の意識改革に率先して取り組む	人事課 広聴協働課
9	男女の人権尊重について考える職員研修を定期的に実施し、国や京都府が実施する研修会などへ職員を派遣する	人事課 広聴協働課
10	市の計画書について、男女共同参画の視点から点検を行うとともに、施策を企画･実施･評価するにあたって男女共同参画の視点に配慮する	全　課
11	各課同士の事業の連携や進捗管理などを行うコーディネート機能を充実させる	広聴協働課

基本施策	3	国際社会理解とあらゆる差別の撤廃

取組方針と具体的施策

◇　男女共同参画の視点から、国際社会の状況を理解するとともに、性別や国籍などに関する差別の撤廃を推進します。

◇　SDGｓ[6]（持続可能な開発目標）のうち、特にジェンダー平等に対する意識改革が図られるよう支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
12	諸外国の男女共同参画に関する情報を積極的に収集し、提供する	広聴協働課
13	女性や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などにかかる人権が尊重された地域社会づくりを推進する	広聴協働課

[6] ＳＤＧｓ（エスディージーズ）：
国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための 17 の目標から成る国際目標であり、誰一人取り残さないことを誓っています。SDGs は、経済・社会・環境の各分野の課題について総合的な解決を目指すものです。

基本課題　２　主体的な選択ができる教育・学習を推進します

達成目標	男女が自ら考え、選択できる力をつける			
成果指標	男女共同参画に関する講座・研修会の開催数	平成 27 年度 3 回	現 状 値 4 回 （令和元年度）	目 標 値 5 回 （令和 6 年度）

基本施策

４　男女共同参画意識の醸成

５　多様な選択を可能にする教育・学習

考えてみましょう　男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

■　条例第8条は、教育における男女共同参画の推進として、「何人も、生涯にわたる学習機会において、一人ひとりの個性と人権を尊重されなければならない」「家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない」「何人も、次代を担う子どもたちの男女共同参画に関する教育に関し、積極的に参画するよう努めなければならない」と規定しています

現状

■　学校教育の場における男女の地位に関する意識を年代別でみると、50～59 歳の女性においては男性優遇の割合が 40.0%と高くなっていますが、他の性・年齢層を見ると全体的に低くなっており、学校教育の場での男女平等が進んできていると考えられます。（図表 25）

しかし、図表 15「各分野における男女の地位の平等感（市民・前回比較）」（P20 参照）を確認すると、『平等』の割合（51.0%）が全国（61.2%）と比べて低い傾向にあることから、今後も、性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが主体的に選択し決定することのできる教育、学習の推進をめざす必要があります。

図表 25　学校教育の場における男女の地位に関する意識（性・年齢別）（市民）

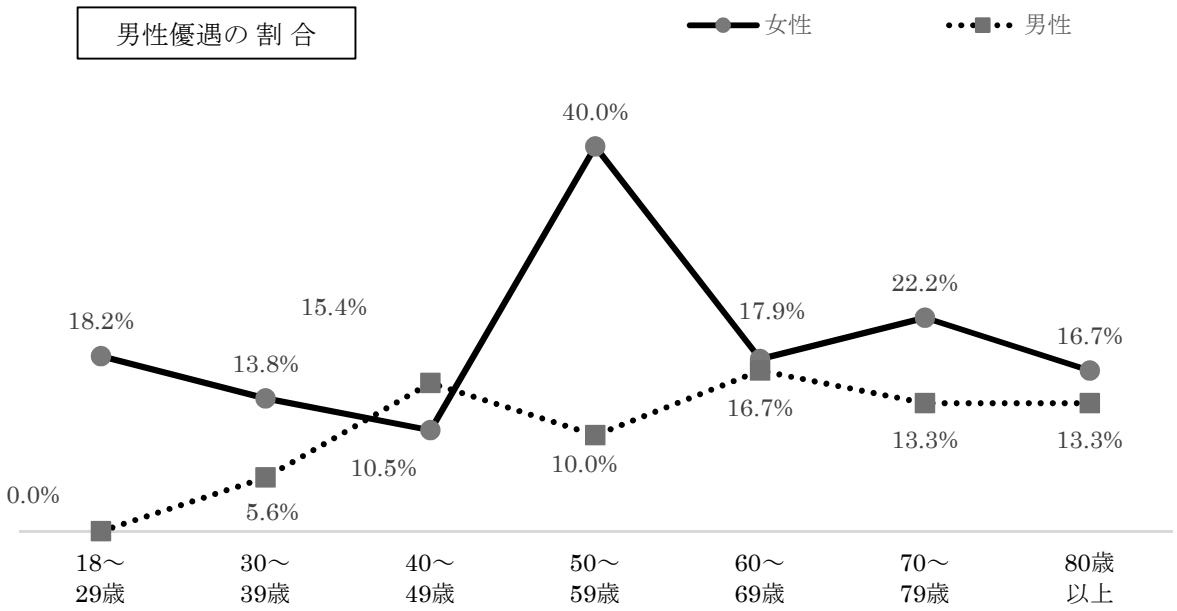

資料：令和元年度市民意識調査

基本施策	4	男女共同参画意識の醸成

取組方針と具体的施策

◇　人権尊重や男女平等の意識を高める学習、個性や能力を重視した教育を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
14	教育に携わる者や保育士に対し、男女平等を推進する教育･学習に関する研修を実施し、意識啓発に努める	人事課 子育て支援課 学校教育課
15	学校の教材に男女共同参画の視点を積極的に取り入れる	学校教育課
16	ジェンダーにとらわれない保育内容を研究し、実践するよう保育士に対し啓発する	子育て支援課

基本施策	5	多様な選択を可能にする教育・学習

取組方針と具体的施策

◇　市民生活に身近なテーマを導入するなど、親しみやすい男女共同参画に関する学習機会を提供するとともに、子育て中でも参加できるよう配慮します。

施策番号	具体的施策	担当課
17	男女共同参画の視点を取り入れた講座の開催など、生涯にわたる学習機会を提供する	広聴協働課 中央公民館
18	多様な選択において、固定的性別役割分担意識による考え方にとらわれることなく生徒自らが主体的に選択できるよう指導する	学校教育課
19	講座、講演会などの会場に保育ルームを設置する	全　課

基本課題　３　女性に対するあらゆる暴力を根絶します

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する基本計画）

達成目標	男女が互いを尊重する意識が高まる			
成果指標	夫婦や交際中の男女であっても暴力はふるうべきではないとする市民の割合	平成 26 年度	現 状 値	目 標 値
		87.9%	85.8% （令和元年度市民意識調査）	100% （令和 6 年度市民意識調査）

基本施策

６　女性に対する暴力防止対策の強化
７　相談体制の整備
８　被害者支援システムの整備・充実

考えてみましょう　男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

■　条例第７条は、性別による権利侵害等の禁止として、「何人も、直接的であると間接的であるとを問わず、性別を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない」「何人も、職場、学校、地域その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない」「何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない」と規定しています。

現状

■　京都府全体では、配偶者等[7]からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「ＤＶ」という）の相談件数は、平成 13 年にＤＶ防止法が施行されて以降、増加傾向にあり、平成 21 年から急増しています。（図表 26）

図表 26　配偶者暴力相談支援センターの相談件数（京都府）

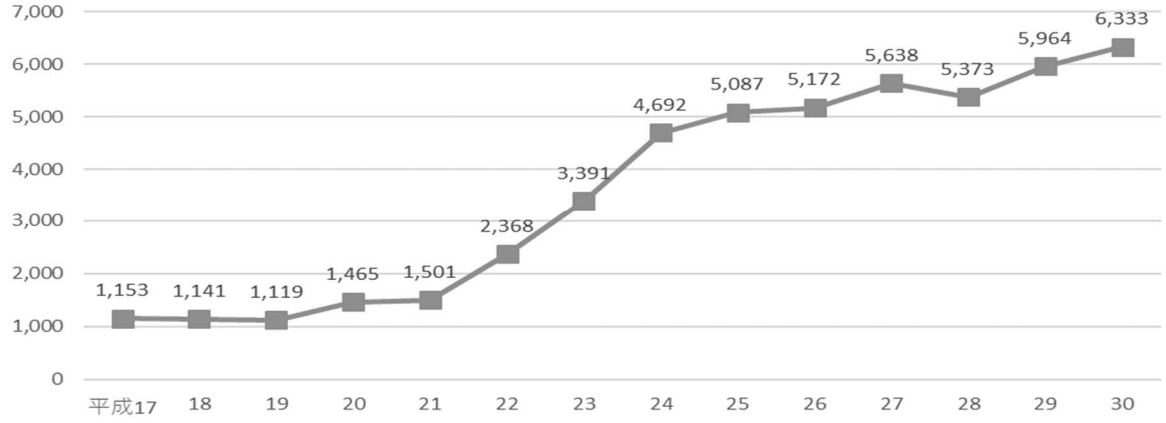

☆　京都府内の配偶者暴力相談支援センター：
京都府家庭支援総合センター、京都府南部・北部家庭支援センター及び京都市ＤＶ相談支援センター

資料：KYOのあけぼのプラン（第４次）［京都府男女共同参画計画］

■　本市では、平成 13 年に「女性のための相談事業」を開始し、専門の相談員（フェミニストカウンセラー[8]）が、毎月第２・第４水曜日に相談を行っています。また、京都府、城陽市、八幡市、京田辺市などとのネットワーク化により相談体制の充実にも取り組んできました。（図表 27）

図表 27　女性のための相談等におけるDV件数（平成13年6月から実施　）

	相談件数（内ＤＶ件数）
平成２２年度	４８（２４）　〃
２３年度	５６（２４）　〃
２４年度	５６（３１）　〃
２５年度	５７（２５）　〃
２６年度	５６（１１）　〃
２７年度	５０（３４）　〃
２８年度	４４（２６）　〃
２９年度	５１（２９）　〃
３０年度	５３（３５）　〃
令和　元年度	３８（１７）　〃

資料：令和元年度 第２次向日市男女共同参画プラン（改訂版）推進状況報告書

[7] 配偶者等：
ＤＶ防止法に定める「配偶者」だけでなく恋愛関係にある者等も含みます。

[8] フェミニストカウンセラー：
性的役割と心理的問題の関係を解きほぐし、女性の自己実現を援助する専門のカウンセラーです。

■　京都府では、平成 22 年４月から、ＤＶや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援するため「京都府家庭支援総合センター」を開設し、ＤＶ被害者に対するサポートを行っています。

　また、平成 27 年８月から「京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センター」を開設し、性暴力被害者の支援を行っています。

　今後も、警察、京都府男女共同参画センターなども含め、上記センター等の外部関係機関と連携を図りながら、被害者支援を行う必要があります。

■　市民意識調査において、暴力を受けた経験の有無をたずねたところ、「精神的な暴力」が最も高く 16.7%、続いて「身体的な暴力」13.0%、「社会的な暴力」5.9%の順になっています。

　また、性別にみると、「精神的な暴力」の男女差が最も高く 6.1%となっています。（図表 28）

図表 28　暴力を受けた経験（市民）

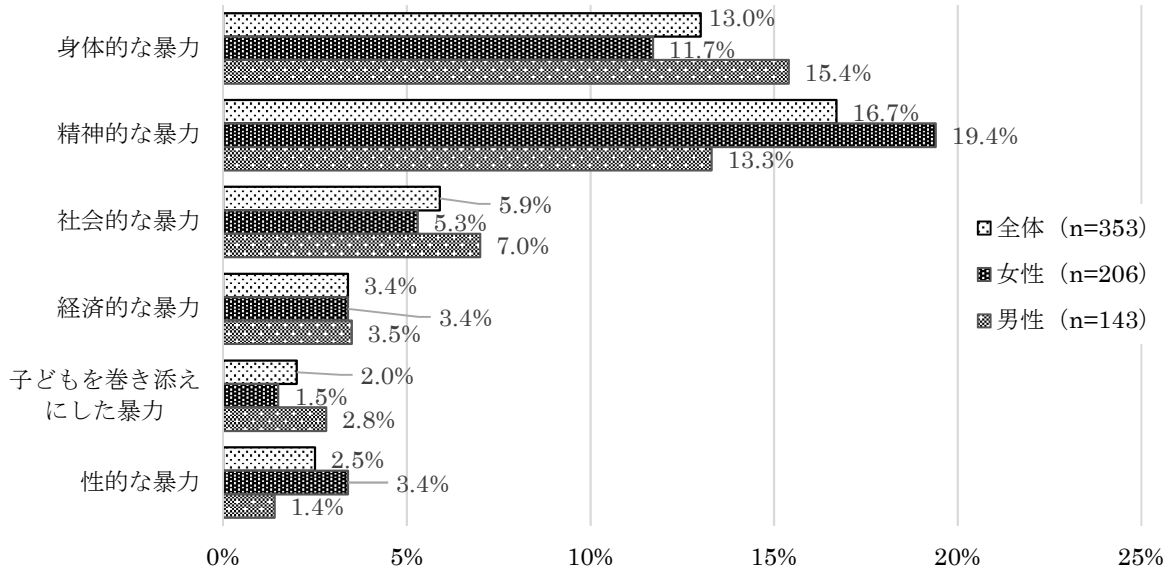

※身体的な暴力…例えば、殴る、ける、物を投げつけるなどの行為
　精神的な暴力…例えば、ののしりの言葉や何を言っても無視されるなどの行為
　社会的な暴力…例えば、外出の制限、電話・携帯メール・手紙の相手を細かくチェックするなどの行為
　経済的な暴力…例えば、生活費を渡さないことや取り上げること、お金の使い道を細かくチェックするなどの行為
　子どもを巻き添えにした暴力…例えば、子どもに暴力を振るうことや子どもの前での暴力などの行為
　性的な暴力…例えば、異性関係を疑うことや性行為を強要するなどの行為

資料：令和元年度市民意識調査

■　近年、若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）が問題となっています。この背景には、若年層における暴力が身近に存在していることが考えられ、内閣府が平成 29 年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」においても、交際相手からの被害経験を聞いたところ、10 歳代、20 歳代のときに交際相手から被害を受けたことが「あった」と回答した人は、身体的 8.2%、心理的（精神的・社会的）9.7%、経済的 3.9%、性的 5.8%となっています。

■　暴力被害にあった際の相談先をたずねたところ、家族や友人に相談する人が多く、公的機関を利用する人はわずかでした。また、被害にあっても「どこにも相談しなかった」（40.5%）とする人の割合も高くなっています。“あらゆる暴力は犯罪であり、重大な人権侵害である” という社会的な認識を普及させていくとともに、誰もが、いつでも相談できる体制の整備が求められています。（図表 29）

図表　29　暴力被害を受けた際の相談状況（市民）

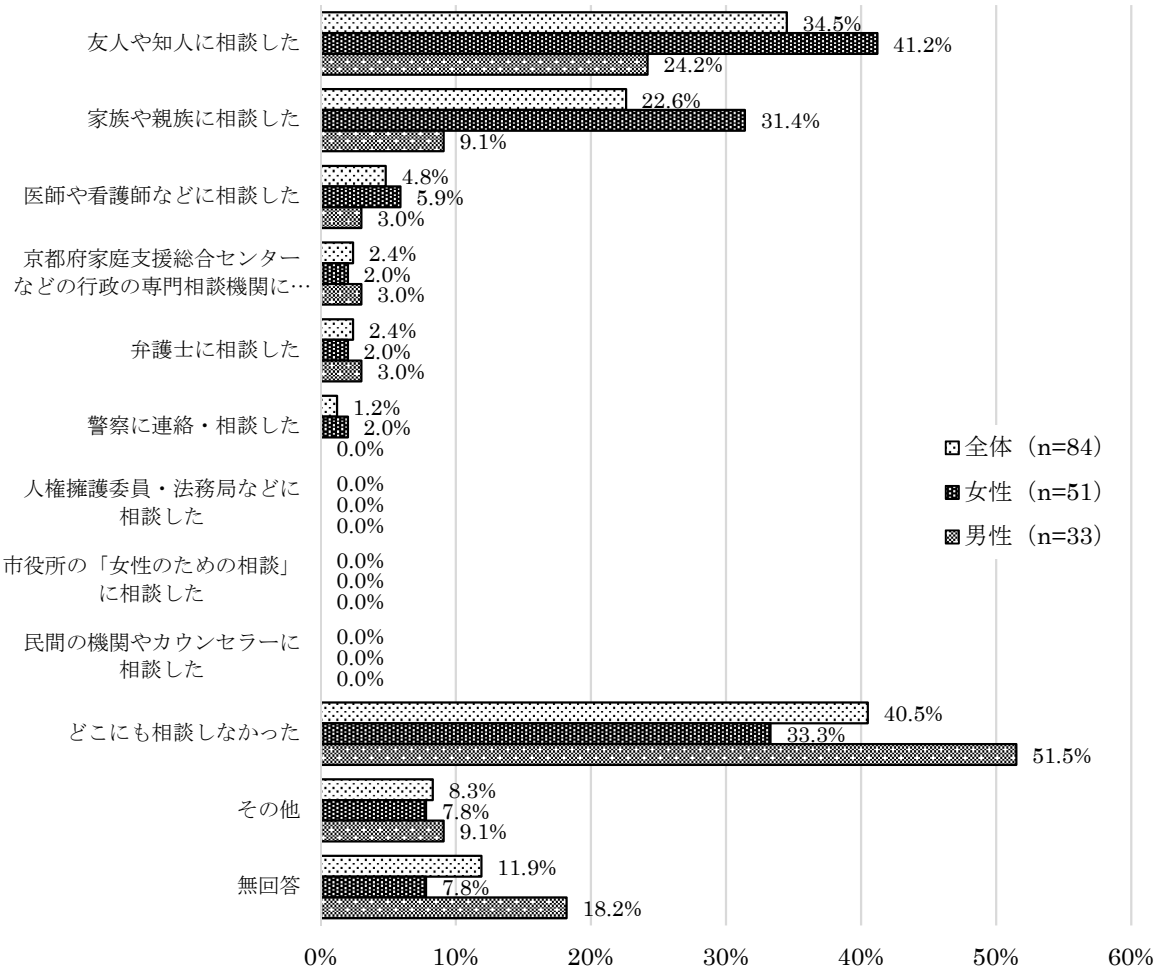

資料：令和元年度市民意識調査

■　暴力を行った経験の有無では、「身体的な暴力」「精神的な暴力」が並んで最も高く 11.6%、「社会的な暴力」「経済的な暴力」「子どもを巻き添えにした暴力」「性的な暴力」は 2～3%台となっています。

　性別にみると、「身体的な暴力」「精神的な暴力」は男性の方が女性よりも５ポイント以上高くなっています。（図表 30）

図表 30　暴力を行った経験（市民）

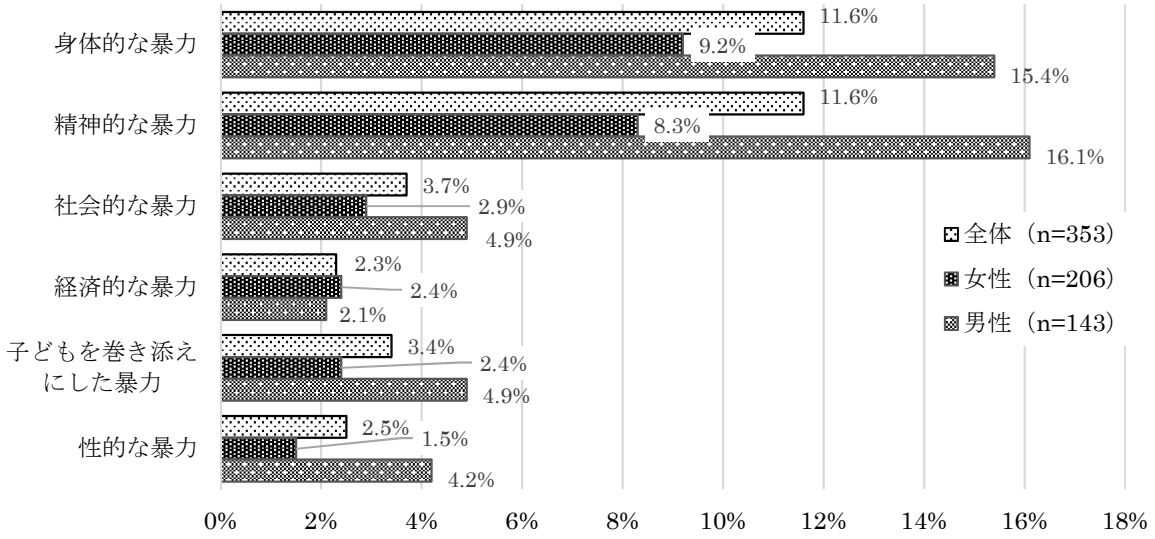

資料：令和元年度市民意識調査

基本施策 6 女性に対する暴力防止対策の強化

取組方針と具体的施策

◇ 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けて啓発を行います。

◇ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当課
20	女性に対する暴力が犯罪にも該当する許されない行為であることを広く啓発するとともに、配偶者暴力防止法やストーカー規制法など、女性の人権を守る法律･制度についての周知を行う	広聴協働課 市民課 地域福祉課 子育て支援課
21	若年層に対するデートDVに関する予防啓発を推進する	広聴協働課 学校教育課
22	雇用の場や教育･保育及び公共施設、地域など様々な場におけるセクシュアル･ハラスメントを含むあらゆるハラスメント[9]の防止について周知するとともに意識啓発を行う	人事課 広聴協働課 地域福祉課 子育て支援課 産業振興課 学校教育課

[9] あらゆるハラスメント：

主なハラスメントとして以下の４点が挙げられます。

〇セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

他者が嫌がっているにも関わらず、性的な嫌がらせをすることです。女性が被害を受けるイメージのあるセクハラですが、近年では男性が被害を受けることもあります。

〇パワー・ハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く人に対して、職務上の地位などの優位性をふりかざし、業務範囲外で精神的・身体的な苦痛を与えることです。

〇マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・子育てに対して嫌がらせを受けるなど、女性に向けたハラスメントがマタハラです。マタハラは法律で禁止されており、企業に防止措置が義務付けられています。

〇パタニティ・ハラスメント（パタハラ）

男性の育児休業制度利用等の育児参加に対する嫌がらせをすることです。

〇モラル・ハラスメント（モラハラ）

言葉や態度、身振りや文書などによって、人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせることです。

基本施策　7　相談体制の整備

取組方針と具体的施策

◇　相談窓口についての情報提供を充実し、市民への周知を図ります。

◇　誰もが相談できる相談体制の整備を進めるとともに、相談者の安全確保に努めます。

◇　被害者に対する適切な情報提供を行うとともに、庁内各課、外部機関との連携を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
23	「女性のための相談」を充実させるとともに、暴力に苦しんでいる人がDVについて安心して相談することができるよう、情報の提供を進める	広聴協働課
24	男性向けに相談窓口を設置し、相談体制の充実を図る	広聴協働課
25	「DV等被害者支援担当者会議」により庁内関係各課の連携を図り、DVの相談体制を整備・充実させる	広聴協働課 市民課 地域福祉課 障がい者支援課 高齢介護課 子育て支援課 健康推進課 医療保険課 学校教育課
26	配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者ワンストップ相談支援センター、児童相談所、警察など、外部関係機関との連携を推進する	広聴協働課 地域福祉課 子育て支援課

基本施策	8	被害者支援システムの整備・充実

取組方針と具体的施策

◇　警察、京都府家庭支援総合センター、京都府男女共同参画センター、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターなどとの連携を図り、ＤＶ被害者の救済施策の充実を図ります。

◇　被害者の生活再建の支援、児童[10]の就学・就園などの支援を行います。

施策番号	具体的施策	担当課
27	被害者や支援者等の安全を確保するため、警察との連携を強化するとともに、一時保護施設と連携する	広聴協働課 子育て支援課
28	被害者に対し、生活資金、就労、住宅などの支援を連携して行う	地域福祉課 子育て支援課
29	被害者の児童に対し、就学･就園及び転校にあたっての配慮や就学援助等の支援を行うとともに、保育、教育関係者の理解を深め、子どもが安心して生活ができるよう心理的ケアを充実する	広聴協働課 子育て支援課 学校教育課

[10] 児童：
ここでの「児童」とは、児童福祉法に定める 18 歳未満の者をいいます。

基本目標Ⅱ　誰もが出番と居場所があるまちにしましょう

（女性と男性のあらゆる分野への参画促進）

基本課題	基本施策
４　政策・方針決定過程への女性の参画を推進します	９　女性リーダーの発掘・育成・活用
	10　審議会などへの女性登用促進
	11　女性職員の登用促進
５　働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します	12　就業における男女共同参画の推進
	13　ワーク・ライフ・バランスの普及・促進
６　地域のみんなで元気なまちをつくります	14 多様な活動への男女の参画促進
	15 あらゆる人の社会参加の推進

向日市女性活躍推進計画

基本課題　４　政策・方針決定過程への女性の参画を推進します

向日市女性活躍推進計画

達成目標	**男女が一緒に政策・方針を決定できる**			
成果指標	**審議会等における女性委員の割合**	**平成 27 年度** 29.8% 45.1%（職務指定除く）	**現 状 値** 33.5% 47.6%（職務指定除く） （令和元年度）	**目 標 値** 40% （令和 6 年度）

基本施策

９　女性リーダーの発掘・育成・活用
10　審議会などへの女性登用促進
11　女性職員の登用促進

考えてみましょう　男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

■　条例第3条は、「男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は民間の団体などにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」と規定しています。

■　条例第 13 条は、附属機関等における委員の構成として、「市は、附属機関等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女のいずれか一方の委員の数が、総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない」と規定しています。

現状

■　本市の審議会等における女性委員は、平成 24 年度から上昇傾向にあります。なお、職務指定を除くと、平成 25 年度から、40%を上回っています。（図表 31）

図表 31　本市の審議会等における女性委員の推移

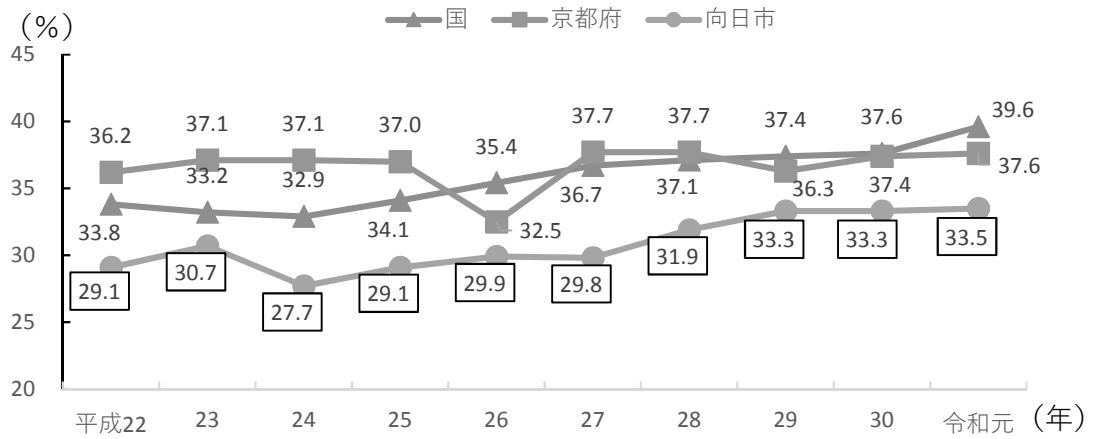

向日市審議会等	平成 22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
全委員数	718	737	693	716	720	734	783	762	767	698
女性委員数	209	226	192	208	215	219	250	254	255	234
女性委員比率	29.1%	30.7%	27.7%	29.1%	29.9%	29.8%	31.9%	33.3%	33.3%	33.5%
女性委員比率（職務指定を除く）	32.2%	39.3%	38.6%	41.2%	45.1%	45.1%	45.4%	45.7%	46.8%	47.6%

資料：各年４月１日現在　広聴協働課

■　本市職員の男女数の比率についてみると、平成 26 年以降、女性職員が男性職員を上回っています。（図表 32）

図表 32　本市の女性職員の推移

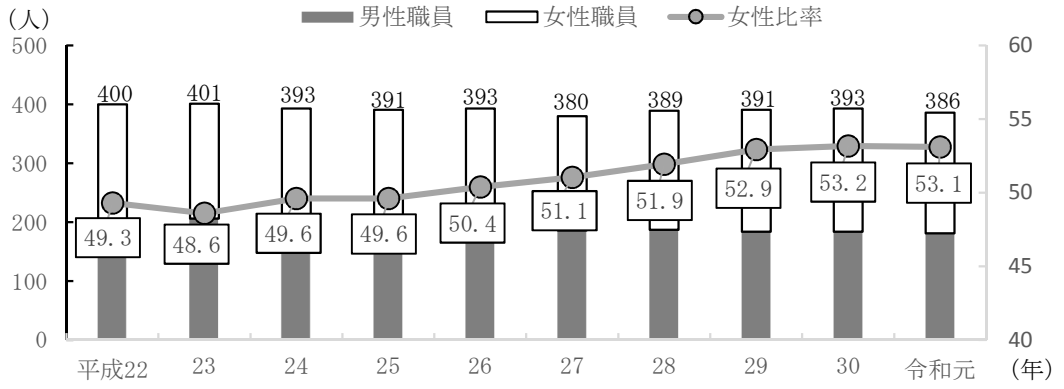

資料：広聴協働課

■　本市の一般行政職における女性管理職比率は、平成 22 年度以降 10%前後で推移していましたが、平成 26 年度は 23.5%と上昇しました。今後も、男女を問わず多様な経験を積めるよう、研修や人事配置等に配慮し、女性職員の管理職登用を進めていく必要があります。（図表 33）

図表　33　本市の女性管理職の推移

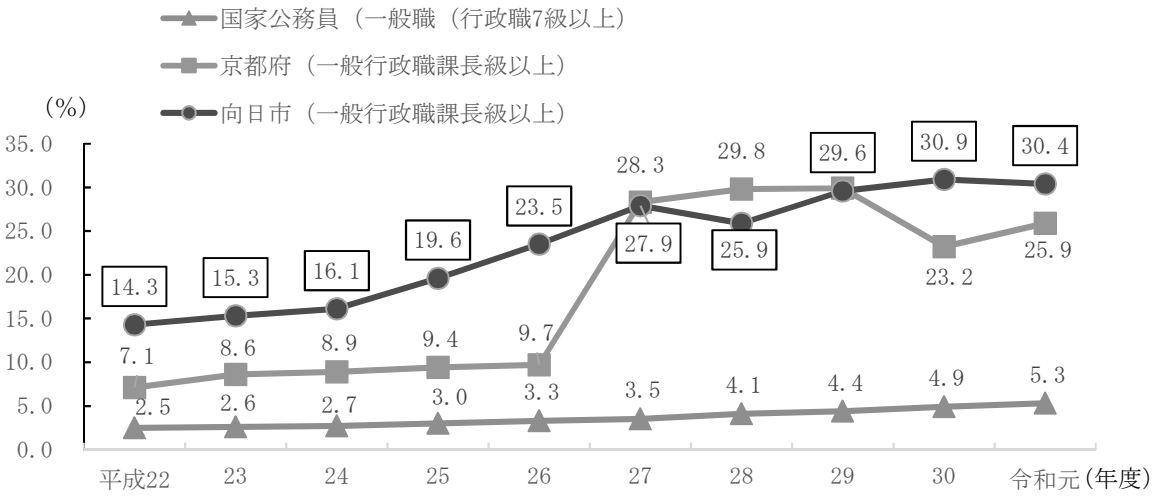

資料：広聴協働課

基本施策	９	女性リーダーの発掘・育成・活用

取組方針と具体的施策

◇　女性の市政への参画を推進し、男女共同参画を推進する人材の発掘や女性リーダーの人材育成、男女共同参画の視点を持つ団体の活動支援に取り組みます。

施策番号	具体的施策	担当課
30	地域活動の中で女性が意思決定の場に参画していくため、女性リーダーの人材育成と女性団体への支援及びネットワーク化を促進する	広聴協働課 産業振興課
31	男女共同参画を推進する人材を発掘し、本市の男女共同参画事業への参画を推進する	広聴協働課
32	男女共同参画の視点に立った活動に取り組む団体を支援するとともに、新たな団体の形成を促す	広聴協働課
33	個人や団体間における交流・連携により活動を活性化させるため、女性活躍センターにおいて団体の紹介や取り組み等の情報提供を行う	広聴協働課

基本施策	10	審議会などへの女性登用促進

取組方針と具体的施策

◇　令和６年度までに審議会等への女性委員登用比率 40%とする目標を達成するための取組を強化します。

施策番号	具体的施策	担当課
34	委員選定に関する庁内の状況を把握し、適切な助言を行う	広聴協働課
35	女性委員がゼロの審議会を解消するため、市民公募やポジティブ･アクション [11] を積極的に取り入れる	全　課
36	個人情報に配慮しながら女性の人材情報を収集し、各課の委員選定時に提供する	広聴協働課

[11] ポジティブ・アクション：

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の事業所が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。なお、男女雇用機会均等法では、労働者に対し性別を理由として差別的取扱いをすることを原則禁止していますが、第８条において、過去の女性労働者に対する取扱いなどが原因で生じている、男女労働者の間の事実上の格差を解消する目的で行う「女性のみを対象にした取組」や「女性を有利に取り扱う取組」については法に違反しない旨が明記されています。（21 世紀職業財団ポジティブ・アクション応援サイトより）

基本施策	11	女性職員の登用促進

取組方針と具体的施策

◇　女性職員の育成と、管理職への登用を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
37	女性職員の職域拡大と管理監督者への登用を促進するため、女性職員が多様な経験を積むことのできる人事配置や職員研修の充実を図る	人事課
38	女性の管理監督者登用のため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進する	人事課
39	男女共同参画の視点を反映した職員採用を行う	人事課

基本課題　５　働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します

向日市女性活躍推進計画

達成目標	**男女がともにいきいきと働ける職場が増える**			
成果指標	**女性の継続就業[12]を支持する市民の割合**	**平成 26 年度**	**現 状 値**	**目 標 値**
		31.4%	36.0% （令和元年度市民意識調査）	40% （令和 6 年度市民意識調査）

基本施策

12　就業における男女共同参画の推進

13　ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

考えてみましょう　男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

■　条例第6条は、事業者の責務として、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活などの活動が両立できる職場環境の整備に努めなければならない」「事業者は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他男女共同参画に関する法令を遵守するとともに、その事業活動に関し男女共同参画の推進に努めなければならない」「事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない」と規定しています。

[12] 継続就業：
「結婚せずに仕事を続ける」「結婚するが、出産をせず、仕事を続ける」「結婚し、出産をし、仕事も続ける」を合わせたものです。

現状

■　本市の女性の仕事についての考え方として、一時中断型を望む傾向がみられました。このことから、子育てなどで仕事を辞めた女性が再就職できるよう支援する仕組みも求められています。（図表 34）

京都府内には、子育てをしながら仕事を探している人のための施設として、マザーズハローワーク烏丸御池や、その他府内３か所のハローワーク内にもマザーズコーナーが設けられており、京都府男女共同参画センター内の京都ジョブパークにおいてもマザーズジョブカフェが設置されています。子ども連れで来所しやすい環境を整備し、予約担当者制による職業相談や、セミナーの実施、保育所の情報や仕事と子育ての両立がしやすい求人情報等を提供し、総合的な就職支援が行われています。

図表 34　女性の働き方について（市民）

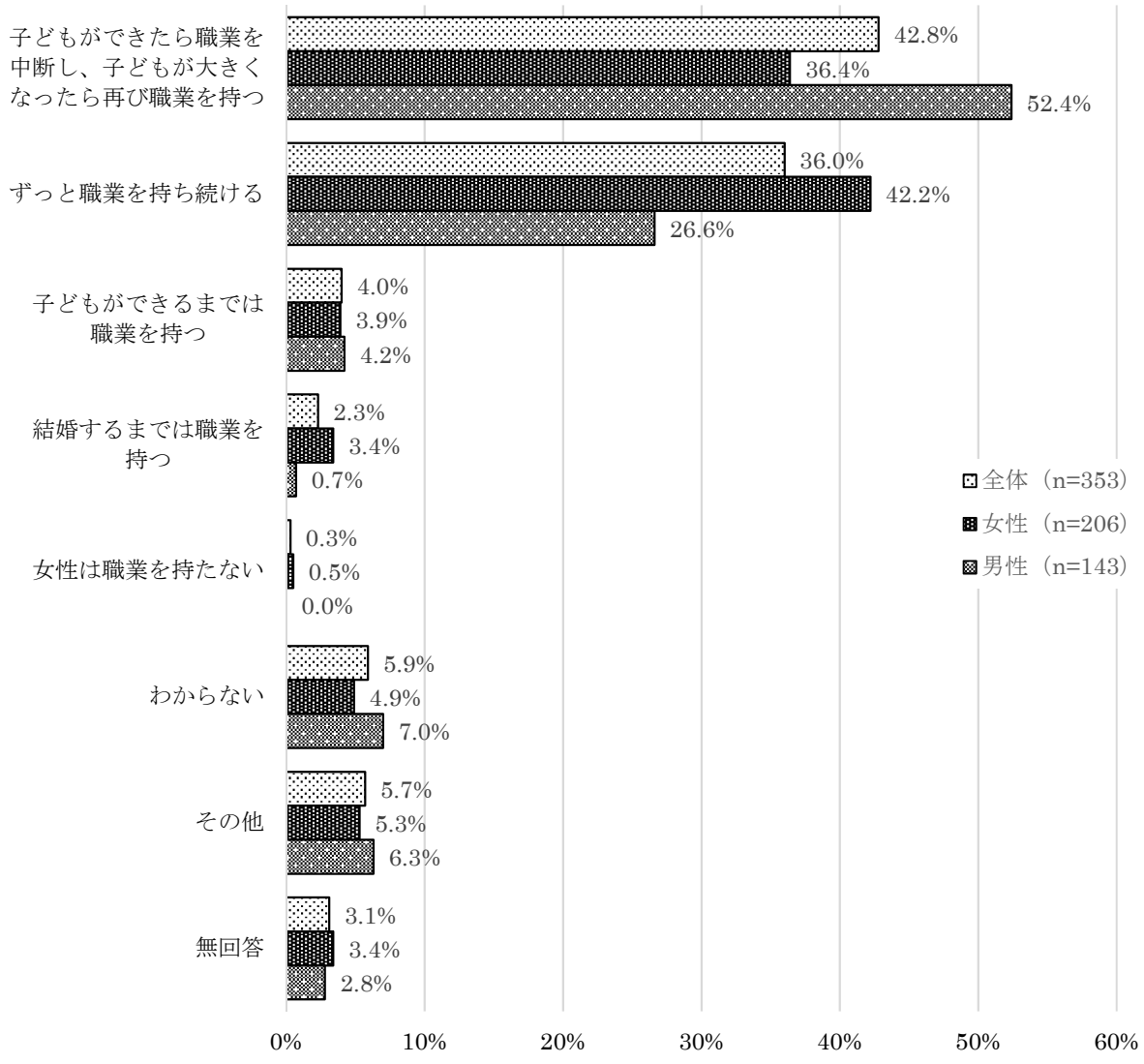

資料：令和元年度市民意識調査

■　男女共同参画社会は、女性だけでなく男性の積極的な参画がなければ実現できません。しかし、固定的性別役割分担意識は根強く、男女共同参画は「女性の問題」であり「男性の問題」ではないと考える人が多いのが現状です。

■　市民意識調査によると、家庭生活における役割分担は、家事、育児（乳幼児の世話など）、子どものしつけ、子どもの教育方針の決定や、高齢者・障がい者の介護など、家庭生活全般を女性が担当しています。男性は、ごみ出し、住宅や家財道具の購入、預貯金等の資産の運用、管理についての役割を「自分」と回答した人が 3 割ほどいたものの、育児を担当している人は 1%でした。（図表 35）

図表 35 家庭での役割分担（無回答を除く）（市民）

女性（n=206）

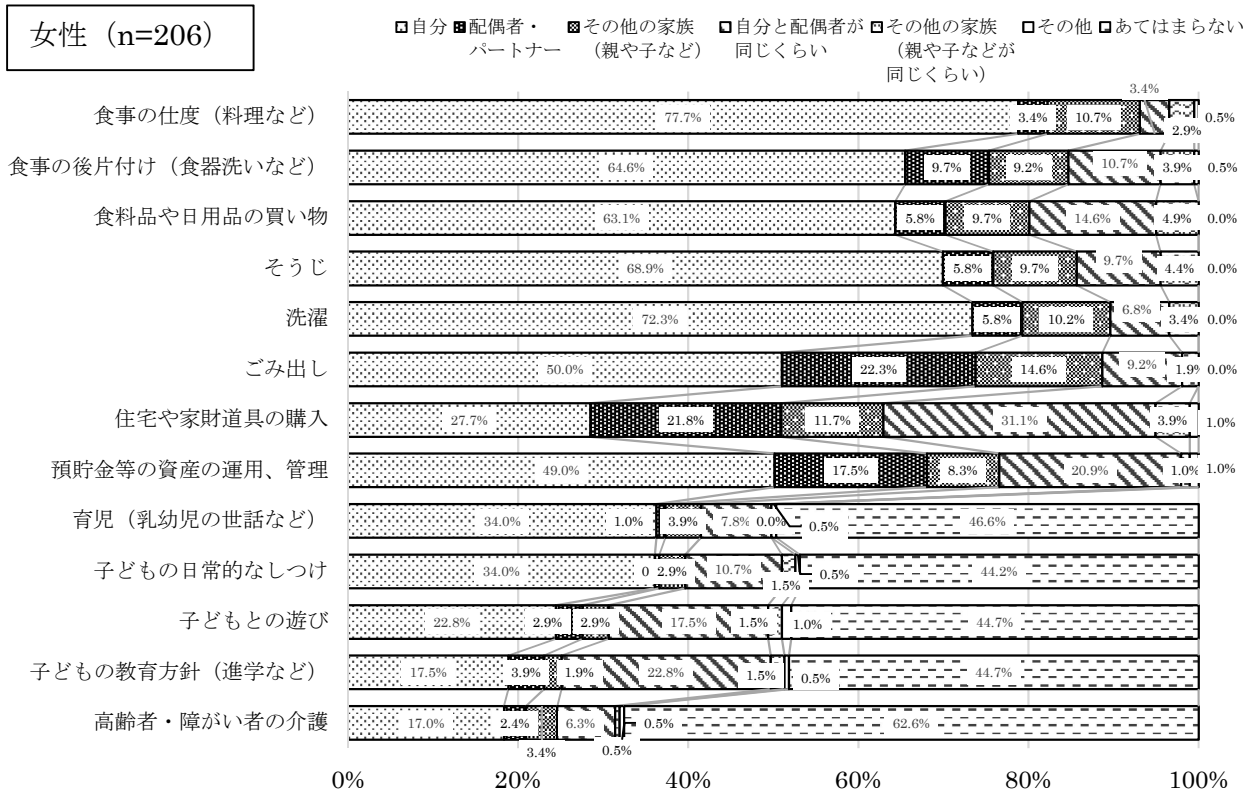

男性（n=143）

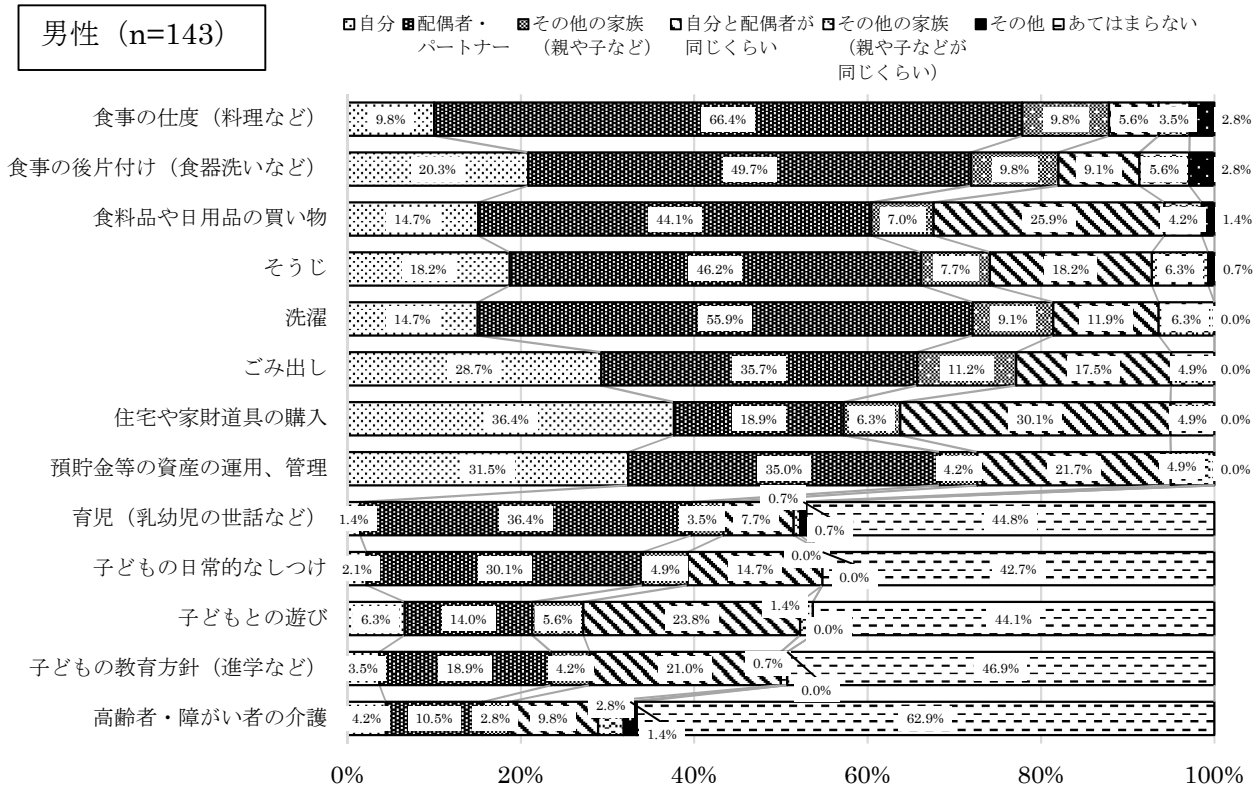

資料：令和元年度市民意識調査

■　男性が家庭生活に参画することによって生活・自活能力を高めたり、地域生活に参画することによってこれからの生き方を考えたりすることは、男性にとって重要であり、男性が暮らしやすくなることにもつながります。しかし現状は、職場での長時間労働を避けられない、介護や育児その他の事由による休暇をなかなか取ることができないなどの理由から、仕事と生活の両立が難しくなっていると言われています。

　このことから、市民や事業所に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。職場においては、長時間労働の抑制など、働き方を見直し、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格においての男女差別をなくし、性別に関わらず働きやすい職場づくりを推進します。家庭においては、男性が積極的に家事や育児、介護等に関わり、男女ともに責任を分かち合えるよう、子育てや介護の担い手を支援する施策を充実させることが重要です。

　また、「女性活躍推進法」に基づき、子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが必要です。

基本施策　12　就業における男女共同参画の推進

取組方針と具体的施策

◇　農業や商工業を営む家庭において、男女が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう環境整備に取り組むとともに、学習機会の提供を推進します。

◇　自分のライフスタイルに合った多様な働き方を選択し、適正な労働条件が確保できるよう、男女がともに働きやすい環境づくりを促進します。

◇　出産や育児などのために退職した女性の再就職や起業等へのチャレンジを支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
40	農業、商工業などの自営業に従事する女性の役割が適正に認識・評価されるよう、家族経営協定など、家族間のルール化について啓発するとともに、女性の経営方針決定の場への参画を促進する	産業振興課
41	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関して啓発を行う	広聴協働課 産業振興課
42	事業所におけるセクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントの防止について周知するとともに意識啓発を行う	広聴協働課 産業振興課
43	事業所に対し、男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの法律遵守を働きかける	広聴協働課 産業振興課
44	妊娠届出時に母性健康管理指導事項連絡カードを配布し、定期的な検診の受診を啓発する(就業における母性の保護)	健康推進課
45	女性の再就職やチャレンジを支援する支援機関や講座などについての情報提供を行う	広聴協働課 地域福祉課
46	働く意欲をもつ女性に対し、国や京都府の関係機関と連携し、労働・雇用及び経営相談を行う	産業振興課
47	女性が幅広い職種・業務へ進出できるよう、女性の就労や起業をテーマにした講座や再就職準備講座、パソコン教室の開催など、能力開発のための研修機会を提供する	広聴協働課 産業振興課
48	女性活躍センターを拠点として、女性の再就職やチャレンジを支援する	広聴協働課

基本施策	13	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進

取組方針と具体的施策

◇　仕事・家庭生活・地域生活の調和を図ることによって、多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させます。

◇　男性の働き方を見直し、家庭生活や地域活動に参画できるよう支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
49	育児･介護休業制度の周知を図るとともに、特に男性労働者が取得しやすい環境づくりを事業主に啓発し、労働者の意識改革や職場環境の改善について啓発する	地域福祉課 産業振興課
50	男女がともに家事、育児、介護を協力して担い、また、地域活動に参画できるよう講座の開催や広報などを通じて啓発する	広聴協働課
51	男性の家事、育児、介護への参画を促進するため、男性の育児･介護休業制度についての啓発や、男女がともに家庭生活において責任を持てるよう、講座などを通じ意識啓発を図る	広聴協働課 生涯学習課
52	男性のための相談に関する情報の収集及び提供を行う	広聴協働課

基本課題　６　地域のみんなで元気なまちをつくります

達成目標	あらゆる人が様々な分野でいきいきと活躍している			
成果指標	地域（社会の慣習やしきたり）において男女が平等であると感じる市民の割合	平成 26 年度	現 状 値	目 標 値
		28.1％	22.1％ （令和元年度市民意識調査）	40％ （令和 6 年度市民意識調査）

基本施策

14　多様な活動への男女の参画促進

15　あらゆる人の社会参加の推進

考えてみましょう　男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

■　条例第3条は、「男女が個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されるべきこと」「社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を阻害することがないよう配慮されるべきこと」と規定しています。

現状

■　京都府内の自治会長に占める女性の割合は 2.8%であり、本市は１人もいない状況です。（図表 36）

図表 36　京都府内の自治会長の女性比率（令和元年）

	自治会長数（人）	うち女性（人）	女性比率(%)
京都市	把握していない		
福知山市	327	4	1.2
舞鶴市	367	16	4.4
綾部市	195	1	0.5
宇治市	644	0	0
宮津市	102	2	2.0
亀岡市	23	0	0.0
城陽市	129	15	11.6
向日市	8	0	0.0
長岡京市	57	12	21.1
八幡市	49	3	6.1
京田辺市	50	2	4.0
京丹後市	214	1	0.5
南丹市	177	1	0.6
木津川市	把握していない		
大山崎町	62	8	12.9
久御山町	38	7	18.4
井手町	12	0	0.0
宇治田原町	11	0	0.0
笠置町	6	0	0.0
和束町	17	0	0.0
精華町	42	3	7.1
南山城村	10	0	0.0
京丹波町	85	0	0.0
伊根町	33	0	0.0
与謝野町	24	0	0.0
合　計	2,682	75	2.8

資料：内閣府男女共同参画局　平成 31 年４月現在

■　図表 15「各分野における男女の地位の平等感（前回比較）」（P20 参照）を確認すると、地域（慣習やしきたり）での男女平等感について、『平等』であると答えた割合は 22.1%と、前回調査（28.1%）を下回り、『男性優遇』（58.6%）は前回（45.4%）を上回る結果となっています。

男女がともに地域課題に取り組み、地域活動を一層推進していくために、男女共同参画の視点から、社会の慣習やしきたりの更なる見直しが求められます。

■　活力ある地域社会を築いていくためには、高齢者も障がい者も含め、すべての人がともに社会を支える一員として認識され、いきいきと安心して暮らせることが大切です。そのためには、高齢者、障がい者の自立を支援し、社会参画を促進するための社会基盤づくりが必要です。

基本施策	14	多様な活動への男女の参画促進

取組方針と具体的施策

◇　男女共同参画の視点から、社会の慣習を見直し、男女とも地域活動に積極的に参画できる社会をめざします。

◇　災害時の避難所運営などについて、女性の参画を進めます。

施策番号	具体的施策	担当課
53	自治会･町内会などの地域活動において、習慣や慣習を見直し、男女共同参画を推進･啓発する	広聴協働課
54	まちづくり活動やボランティア活動を行う団体への男女共同参画を推進するとともに、情報や活動の場の提供、ネットワークづくりなどの支援を行う	広聴協働課 地域福祉課 生涯学習課
55	男女共同参画の視点を入れた防災体制を推進する	防災安全課

基本施策	15	あらゆる人の社会参加の推進

取組方針と具体的施策

◇　男女共同参画の視点から年齢や障がいの有無、国籍にかかわらず、個人の尊厳が保たれ、心身ともに健やかに自立した生活を地域で営むことができるよう、社会参画の促進を図ります。

◇　高齢者・障がい者の生活支援の充実を図ります。

施策番号	具体的施策	担当課
56	高齢者の意欲と能力に応じ、シルバー人材センターなどを通じての就業機会の提供や、ボランティア活動などの社会参加、スポーツや生涯学習の機会を提供する	高齢介護課 生涯学習課
57	障がい者が地域で自立して生活できるよう、障がい福祉サービスの充実を図る	障がい者支援課
58	高齢者が積極的に社会参画できるよう、地域の交流を推進し、福祉施策の充実を図る	高齢介護課
59	市社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの育成に努めるとともに、NPO活動などを支援し、協働を進める	広聴協働課 地域福祉課
60	誰もが利用しやすい駅や道路、公共施設等、まちのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進する	企画広報課 道路整備課
61	高齢者、障がい者の虐待防止のための啓発を行う	地域福祉課 障がい者支援課 高齢介護課
62	外国人が安心して暮らせるよう、多言語での情報提供に努める	全課

基本目標Ⅲ　誰もが安心安全健康に暮らせるまちにしましょう

（身近な男女共同参画の推進）

基本課題	基本施策
７　健康な暮らしと安心な子育て・介護を支えます	16　生涯にわたる女性の健康支援
	17　子育て支援の充実
	18　介護環境の充実
８　みんなの男女共同参画を広めます	19　子どもにとっての男女共同参画
	20　生活上の困難に直面する男女への支援

基本課題　7　健康な暮らしと安心な子育て・介護を支えます

達成目標	子どもから高齢者まで地域で健やかな暮らしができる			
成果指標	通常保育事業（平日保育サービス）定員数	平成 27 年度 1,050 人	現 状 値 1,274 人 （令和元年度）	目 標 値 1,374 人 （令和 6 年度）

基本施策

16　生涯にわたる女性の健康支援
17　子育て支援の充実
18　介護環境の充実

考えてみましょう　男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

■　条例第3条は、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること」「男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすること」と規定しています。

現状

■　男女が心身ともに健康で充実した生活を送るためには、生涯を通じた健康管理が大切です。とりわけ女性は、妊娠や出産の可能性をもった特性があり、ライフステージに応じた健康を確保することが必要です。本市では、女性特有の乳がん・子宮がん検診をはじめ、各種保健事業を実施しています。

■　令和元年度の乳がんによる女性死亡者数は、全国で 14,839 人、子宮がんは 6,804 人となっており、特に乳がんによる死亡数が増加しています。（図表 37）

図表 37　乳がん、子宮がんによる女性の死亡の推移 ＜全国＞

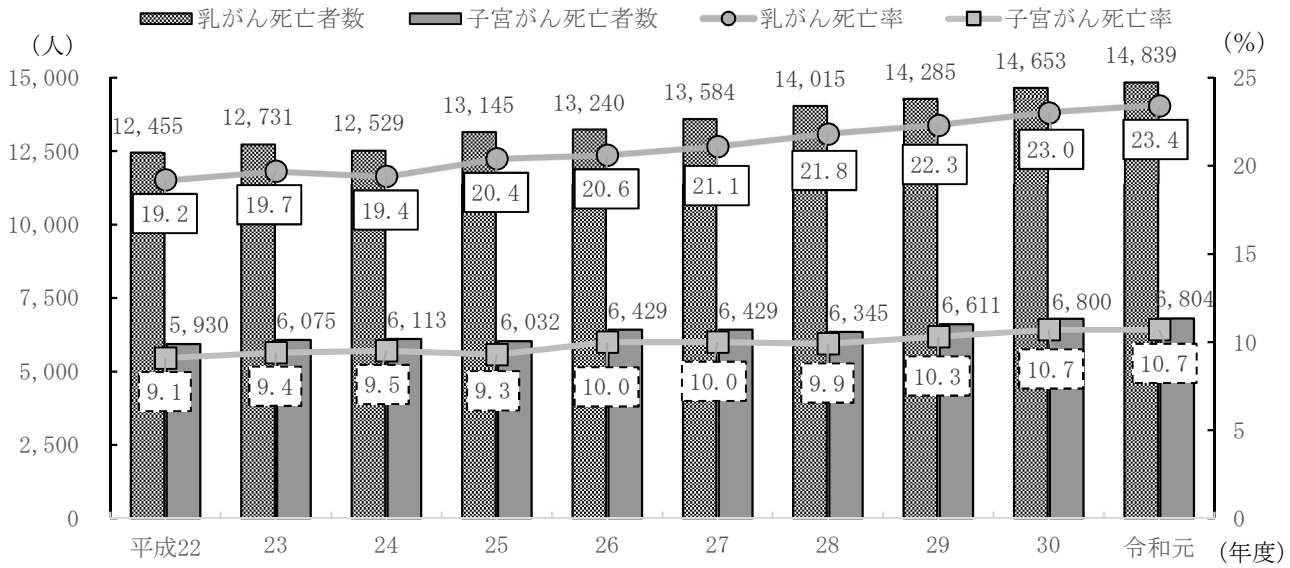

資料：各年人口動態統計

■　本市の女性がん検診の受診率については、平成 21 年度から、無料クーポン検診を実施しています。また、妊婦健康診査受診時にも子宮頸がん検査を実施しています。（図表 38）

図表 38　本市の乳がん・子宮がん検診の受診率

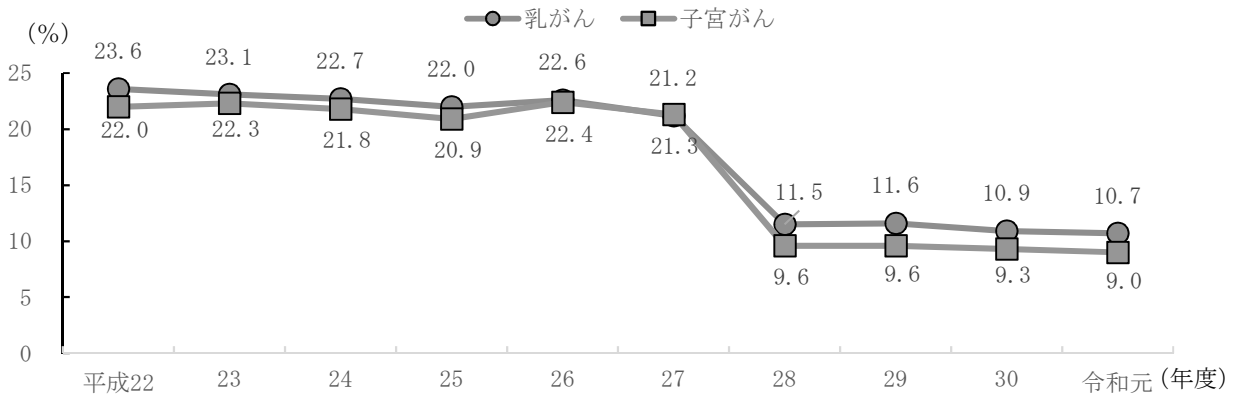

資料：　健康推進課

※平成 28 年度から、受診率の算定方法が変更になっています。

■　不妊治療の経済的負担軽減のため、不妊治療助成事業を実施しています。平成 23 年度からは人工授精による治療を助成対象に追加するとともに、助成額も増額しました。平成 26 年 10 月からは、男性不妊治療及び不育症による検査治療も対象としています。（図表 39）

図表 39　不妊治療助成事業の実績

人

年度	平成 22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
一般不妊治療	102	75	110	118	96	122	115	123	135	105
うち人工授精	ー	18	39	43	27	75	44	69	90	58
不育症	ー	ー	ー	ー	1	4	4	0	2	1

資料：　健康推進課

図表 40　平日の定期的な教育・保育事業の利用希望（就学前）

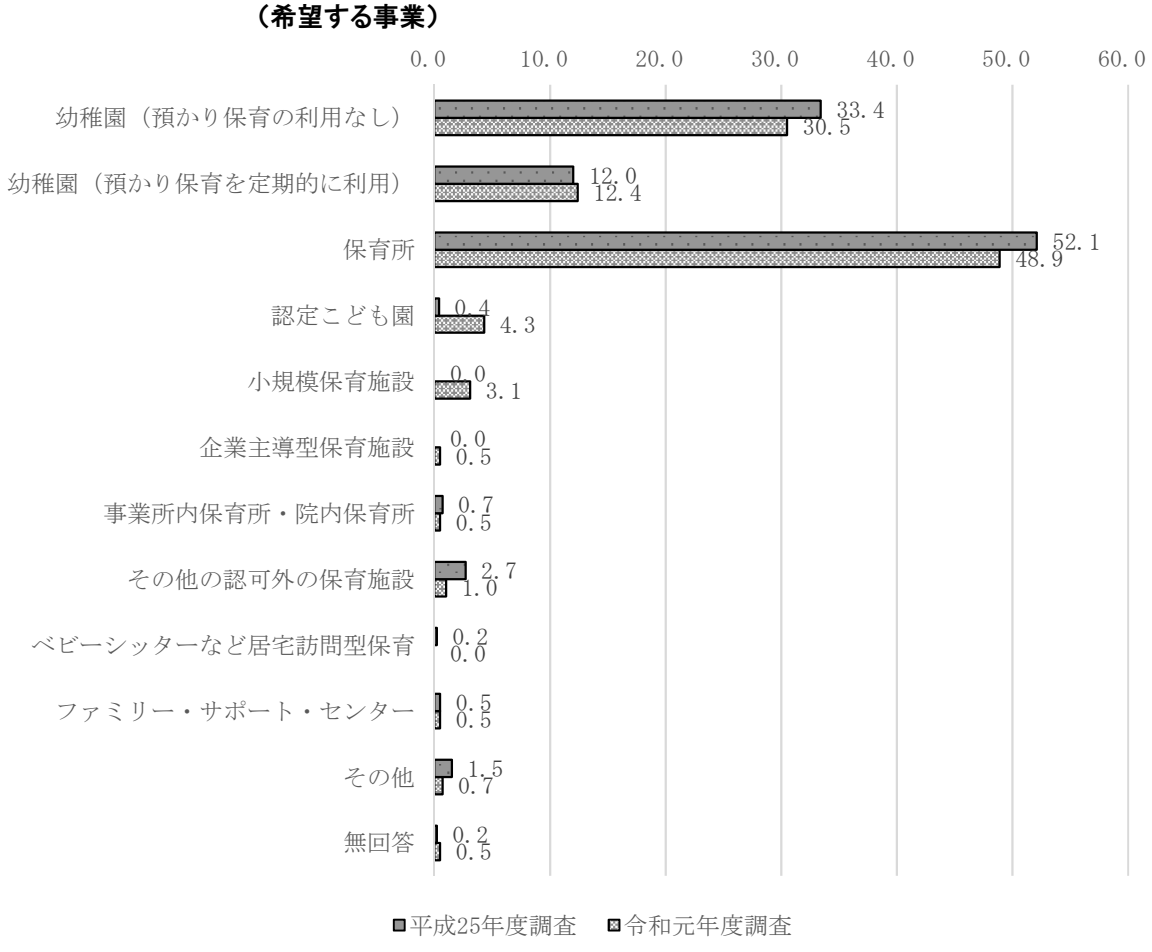

資料：向日市子ども子育て支援事業計画（令和元年実施アンケート調査結果）

■　全国の介護の現状をみると、介護者の 54.4%が同居の家族であり、中でも女性が 65%を占めています。家族みんなで、地域で、社会で支えあう意識と環境づくりが求められています。（図表 41）

図表 41　主な介護者と要介護者等との続柄及び同別居の構成割合 ＜全国＞

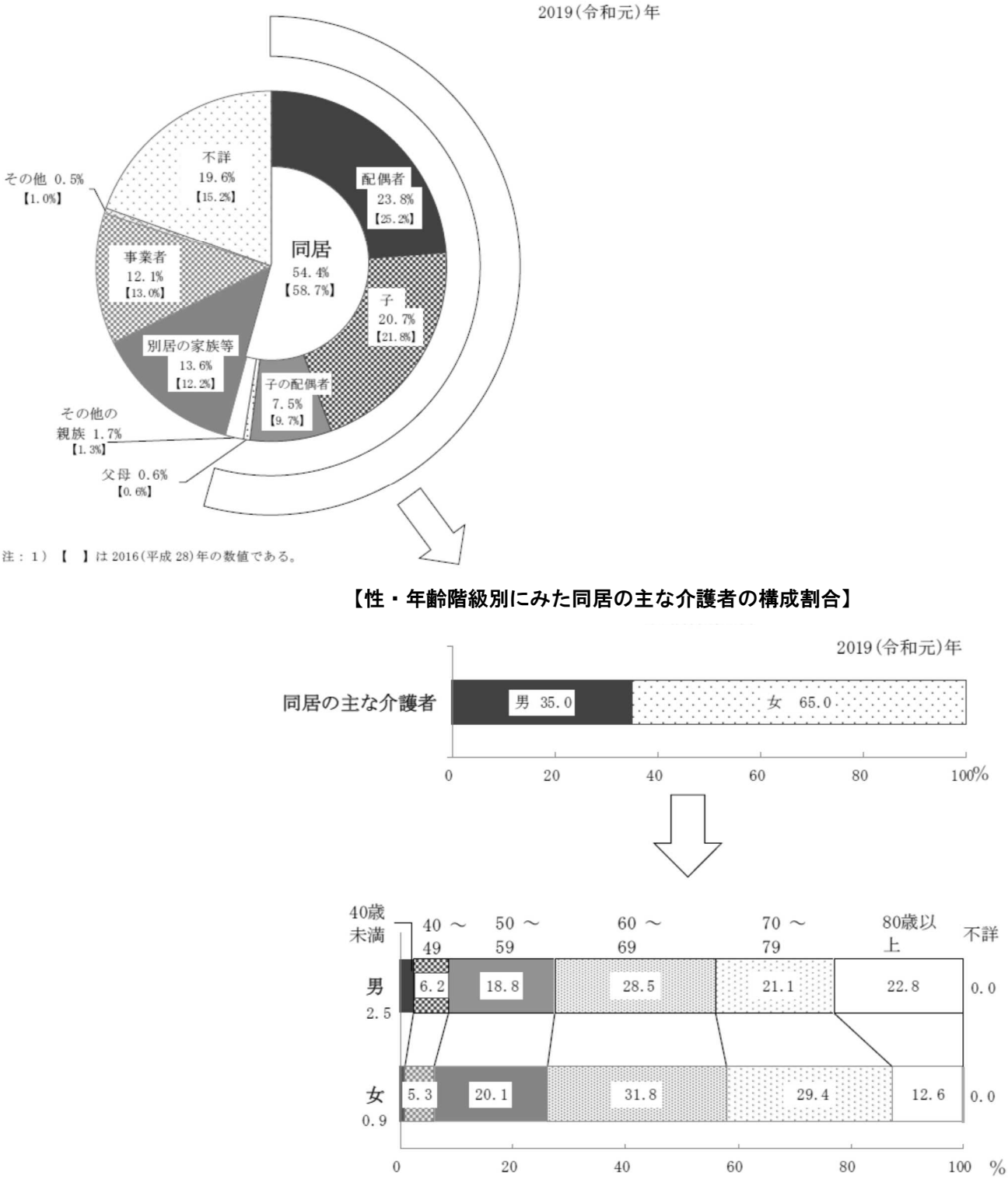

資料：国民生活基礎調査（令和元年）

基本施策	16	生涯にわたる女性の健康支援

取組方針と具体的施策

◇　男女が互いに性を尊重し合えるようリプロダクティブ・ヘルス／ライツ[13]を認識し、理解を深めるための啓発を行います。また、エイズや薬物乱用防止を推進します。

◇　妊娠・出産期における女性の健康管理を支援し、安心して妊娠・出産できる環境整備に努めます。

◇　性差を踏まえた生活習慣病予防や心の健康保持を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

施策番号	具体的施策	担当課
63	女性の人権としてリプロダクティブ･ヘルス／ライツの正しい概念を周知するとともに、その視点に立った施策を推進する	広聴協働課 健康推進課
64	性と生殖に関して健康であることの重要性や、低年齢化が進む性感染症やエイズなどに関する正しい知識の普及啓発を行い、その予防を含めた性教育を実施する	学校教育課
65	妊娠、出産、不妊などの悩みや不安に対する相談及び支援体制の充実に努める	健康推進課 子育て支援課
66	性的少数者を含むあらゆる人の生涯を通じた健康の保持増進を図るため、成人期、高齢期など各ライフステージにおける保健サービスや、介護予防策等を推進する	高齢介護課 健康推進課
67	女性の疾患である子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策を推進し、がん検診の受診率向上に努める	健康推進課
68	喫煙や受動喫煙、飲酒が健康に及ぼす影響を広く啓発し、予防対策を推進する。また、薬物乱用についてもその防止のための啓発等を実施する	健康推進課

[13] リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）：
1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

基本施策	17	子育て支援の充実

取組方針と具体的施策

◇　男女の多様なライフスタイルに対応するためにも、性別や就労のいかんにかかわらず安心して子育てができるよう、市民、地域が協働して子育て環境を整備します。

施策番号	具体的施策	担当課
69	一時保育や病児・病後時保育など多様なライフスタイルに対応した保育サービスや子育て支援の充実を図る	子育て支援課
70	放課後児童健全育成事業を推進する	生涯学習課
71	子育てに関する必要な情報を提供するとともに、悩みに適切に対応できるよう、健康相談や育児相談の充実とともに家庭児童相談室の充実を図る	健康推進課 子育て支援課
72	子育てセンターや地域の子育て支援拠点において、育児に関する相談や情報提供を行い、子育てサークルの育成など地域交流を推進する	子育て支援課
73	住民相互の育児支援であるファミリーサポートセンター事業を推進する	子育て支援課
74	乳幼児を連れて利用しやすい公的施設をめざし、トイレの整備や託児室・授乳室などの設置に努める	総務課
75	公園などを整備し、子どもが安心して遊べる環境づくりに努める	公園交通課

基本施策	18	介護環境の充実

取組方針と具体的施策

◇　家族介護者の多くが女性であり、多様なライフスタイルの実現を困難にしているという現状を踏まえ、介護・介助が必要となっても、家族のみに負担がかからないよう、福祉サービスの充実を図るとともに、相談体制や地域で支える仕組みづくりを推進します。

◇　地域の様々な団体や住民が連携し、介護をみんなで支え合う活動を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
76	介護･介助の負担が家族に集中することがないよう介護保険サービスや、高齢者福祉サービス、障がい福祉サービスの充実を図る	障がい者支援課 高齢介護課
77	介護保険制度を広く周知し、介護サービスの適切な利用を促進し、男女共同参画の視点に立った、高齢者やその家族等の様々な相談に対応するため、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図る	高齢介護課
78	市社会福祉協議会、民生児童委員連絡協議会など地域福祉活動を支える団体の活動を支援する	地域福祉課

基本課題　８　みんなの男女共同参画を広めます

達成目標	男女共同参画を身近に感じることができるようにする			
成果指標	「女と男のいきいきフォーラム」男女参加人数	平成 27 年度 参加人数 350 人 （午前・午後の平均） ※　女性 70% 男性 30%	現 状 値 参加人数 228 人 （令和元年度） ※　女性 80% 男性 20%	目 標 値 参加人数 400 人 （令和 6 年度）

基本施策

19　子どもにとっての男女共同参画

20　生活上の困難に直面する男女への支援

考えてみましょう　男女共同参画

向日市男女共同参画推進条例では

■　条例第3条は、「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること」と規定しています。

現状

■　男女共同参画社会には、大人だけでなく、次代を担う子どもの参画も必要であり、子どもの頃から男女共同参画を理解し、将来を見通した自己形成ができるような教育、性差に応じて適切に自己管理ができるための心の教育や性教育を推進する必要があります。また、何より児童虐待を許さない地域社会を築いていくことが重要です。

■　母子世帯は、全国的に所得額が低く生活が苦しいとする割合が高くなっています。

一般的に、女性が生活困難に陥る要因として、固定的性別役割分担意識が十分に解消されていないことから、女性が育児や介護などで就業を中断しやすいことや、就業構造から女性が相対的に低収入であり、不安定な非正規雇用につきやすいことがあるといわれています。このような働き方の積み重ねの結果、女性の年金水準等は低く、高齢期の経済的基盤が弱いという問題も生じています。また、女性に対する暴力も、自立に向けた就業や社会参加を一層困難なものにしています。（図表 42）

図表 42　生活意識別にみた世帯数の構成割合

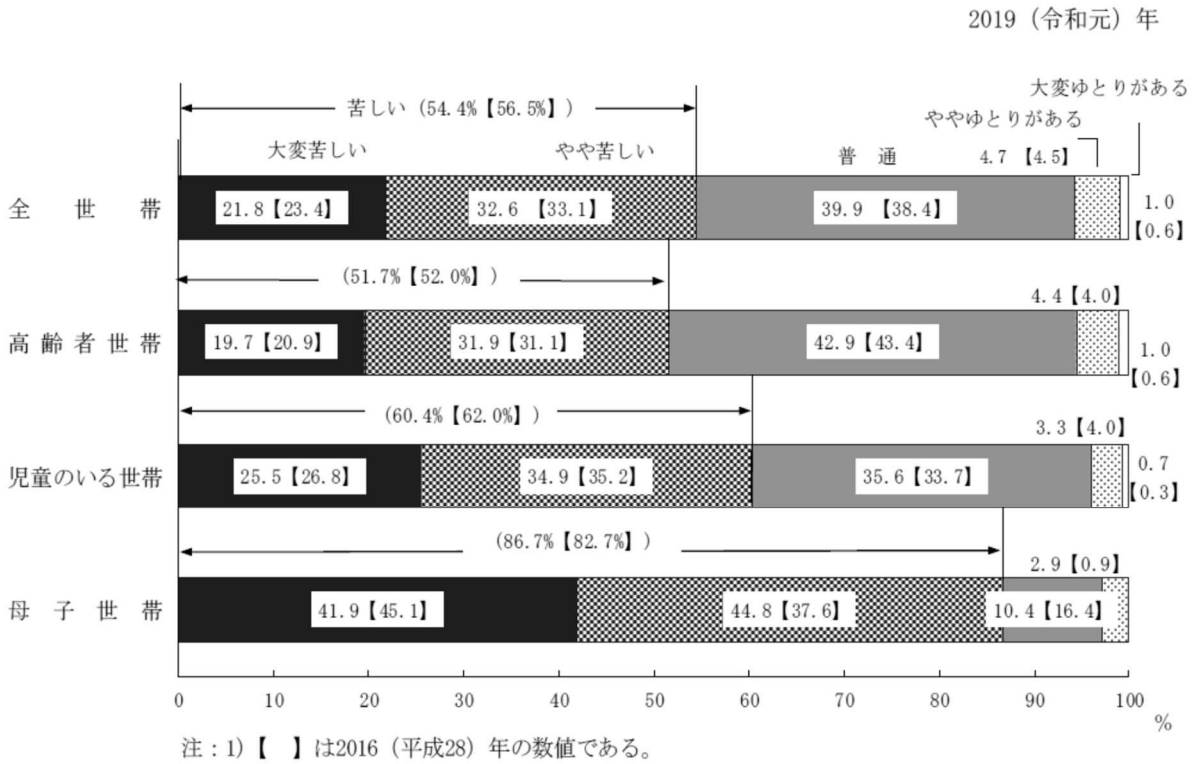

資料：国民生活基礎調査（令和元年）

基本施策	19	子どもにとっての男女共同参画

取組方針と具体的施策

◇　男女共同参画の視点に立った子どもの教育を進めます。

◇　子どもの人権、安全・安心対策を推進します。

◇　男女とも自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりが持てるよう、思春期保健を推進します。

施策番号	具体的施策	担当課
79	家庭における子育てにおいて、ジェンダーの視点で子どもに接してもらえるよう、保護者などへの啓発を進める	子育て支援課
80	PTA活動や地域活動などにおいても、性別に基づく固定的な役割分担を前提に運営されることのないよう留意する	学校教育課 生涯学習課
81	性と生殖に関して健康であることの重要性や、性感染症、エイズなどに関する正しい知識の普及啓発を行い、その予防を含めた性教育を行うとともに、喫煙や飲酒が体に及ぼす影響についての啓発、薬物乱用防止のための施策を推進する	健康推進課 学校教育課
82	学校教育においてメディア･リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）向上のための取り組みを推進する	学校教育課
83	児童の虐待防止のための啓発を行うとともに、「要保護児童対策地域ネットワーク協議会」により、関係機関、地域との連携を図る	地域福祉課 障がい者支援課 子育て支援課 学校教育課
84	子どもの人権を尊重し、男女とも自分自身を大切に思えるよう啓発する	広聴協働課

基本施策	20	生活上の困難に直面する男女への支援

取組方針と具体的施策

◇　安定した生活のため、生活環境面での支援を行います。

◇　ひとり親家庭が抱える子育て、就業及び養育費等の相談に対応するため、ハローワーク等との連携を図り、相談窓口の周知、自立に必要な情報提供を行います。

施策番号	具体的施策	担当課
85	ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、生活支援や経済的支援、情報提供等、自立に向けた支援を実施し、また、生活上困難に直面する世帯に対し、公営住宅の入居等、住宅に関する支援を行う	地域福祉課 子育て支援課
86	求人情報の迅速･円滑な提供と効率的な専門の相談員の指導が受けられるよう、ハローワーク等との連携を強化する	地域福祉課